

一般社団法人 岩手県銀行協会

定 款

(平成24年4月1日現在)

一般社団法人岩手県銀行協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人(以下「本協会」という。)は、一般社団法人岩手県銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を盛岡市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、岩手県内において次の事業を行う。

- 一 銀行営業および業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- 二 盛岡手形交換所の設置、運営
- 三 金融ならびに経済に関する調査および研究
- 四 関係官庁その他に対する建議ならびに答申
- 五 他の金融機関および産業界との連絡
- 六 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための運営
- 七 銀行職員の養成教育
- 八 相談所の設置、運営
- 九 全国銀行個人信用情報センターに係る業務
- 十 その他本協会の目的を達成するため必要と認める事項

第3章 社 員

(社員の要件)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、岩手県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入 会)

第6条 社員となることを希望する者は、入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

(加入金)

第7条 新たに本協会の社員になる者は、第38条に規定する加入金を納付しなければならない。

(社員資格の取得)

第8条 第6条の承認を得た者が前条により加入金を完納したときは、理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

2 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に登録した事項の変更)

第9条 社員名簿に登録した事項に変更を生じたときは、社員は1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

2 前項の通知があったときは、理事は、社員名簿に変更の登録をし、これを社員に通知しなければならない。

(任意退会)

第10条 社員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款に違反したとき
- 二 本協会の体面を毀損する行為または目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 経費分担金を納付しないとき
- 二 社員の参加する手形交換所規則に規定した借方交換戻の払込もしくは決済資金の不足金の払込をしないとき、または手形の返還を受け、その代り金を支払わないとき
- 三 第5条に定める社員としての要件の欠如
- 四 整理のため休業したとき、または破産手続きの開始決定を受けたとき
- 五 解散または合併により消滅したとき
- 六 総社員が同意したとき

(社員資格の承継)

第13条 社員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- 一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- 二 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- 三 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第三号または第五号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- 四 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第三号または第五号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- 五 その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(社員資格喪失の通知)

第14条 社員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、社員名簿にその事由および年月日を記入し、かつ、これを社員に通知しなければならない。

(社員の権利喪失)

第15条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第4章 機 関

第1節 総 会

(構 成)

第16条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事および監事の選任または解任
- 三 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 四 定款の変更
- 五 解散および残余財産の処分
- 六 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 七 その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(開 催)

第18条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、総会を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに会議の目的である事項、日時および場所を記載した書面をもって社員に通知を発しなければならない。

ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、各社員1名につき1個とする。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時までに、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

(決議)

第22条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 残余財産の処分

六 その他法令で定める事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第2節 役員

(役員を設置)

第24条 本協会に次の役員を置く。

- 一 理事 4名以上7名以内
 - 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
 - 4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事6名以内および監事2名以内は、社員の役職員の中から総会においてこれを選任する。また、理事1名および監事1名は、社員の役職員以外の者から総会においてこれを選任することができる。

- 2 会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を統括する。
- 3 常務理事は、会長を補佐し、日常の事務を処理する。
- 4 会長および常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、補欠選任を行う。

- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第 24 条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第 29 条 理事および監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員 の 報 酬 等)

第 30 条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 3 節 理 事 会

(構 成)

第 31 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長および常務理事の選定および解職
- 四 その他この定款に別に定める職務

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、他の理事の互選により選任された理事を議長とする。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 加入金および経費分担金

(経費分担義務)

第37条 社員は、本定款の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

(加入金)

第38条 本協会の承認を得て新たに社員となる者は、総会において定めた額の加入金を入会の承認の通知を受けた日から7日以内に納付しなければならない。

(経費分担金)

第39条 経費分担金は、総会の決議をもって別に定める規定にもとづいて徴収する。

2 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

3 第1項の経費分担金は、毎年4月末、10月末までに各その半額を納付しなければならない。ただし、納期後社員となったものは、社員の資格を取得した日から2か月以内にこれを納付しなければならない。

(返還請求の禁止)

第40条 社員は、既納の加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 本協会の資産は、次のものをもって構成する。

- 一 財産目録に記載の財産
- 二 加入金および経費分担金
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生じる収入
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

2 資産は基本財産および通常財産の2種に分ける。

- 一 基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとし、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において、総社員の3分の2以上の決議を経て、処分し、または担保に供することができる。
- 二 通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 42 条 本協会の資産は、会長が管理する。

(事業計画および収支予算)

第 43 条 会長は、毎事業年度ごとに、本協会の事業計画および収支予算書を作成し、理事会の決議および総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第 44 条 会長は、毎事業年度終了後、損益計算書(正味財産増減計算書)、貸借対照表、財産目録、収支計算書および業務成績報告書(これを法律上の事業報告とする。)ならびに附属明細書を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会および総会の承認を受けなければならない。

(総会資料の備付け)

第 45 条 会長は、総会の承認を得た前 2 条に規定する書類を事務所に備えて置かなければならない。

2 第 43 条にかかる書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 前条にかかる書類については、次の書類を含め、5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

一 監査報告

二 理事および監事の名簿(役員名簿)

三 その他必要な資料

4 事務所に備え置く資料の開示・閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

(剰余金)

第 46 条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とする。

(長期借入金)

第 47 条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

(事業年度)

第 48 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計規則)

第 49 条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第 7 章 定款の変更

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第 8 章 解 散

(解 散)

第 51 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 52 条 本協会が清算する場合において有する残余財産の処分は、法令に別に定めがある場合を除き、総会の決議を得なければならない。

第 9 章 事 務 局

(事務局)

第 53 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第 54 条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

(公告の方法)

第 55 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、岩手県において発行する岩手日報に掲載する方法による。

附 則

(施行期日)

1 . この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の代表理事等)

2 . 本協会の最初の代表理事（会長）は高橋真裕とする。また、本協会の最初の業務執行理事（常務理事）は平賀富比古とする。

(事業年度の特則)

3 . 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 48 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。